

3 区政のしくみ

区の機関は、議決機関（区議会）と執行機関（区長等）から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、自治体運営の基本的なルールである「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民の参加・参画と協働を基本とする区政を一層進めることを目指している。

(1) 議決機関－区議会

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（条例定数50人・任期4年）で構成される合議制の機関であり、平成23年4月の統一地方選挙により、選出された議員で運営されている。

区議会を代表し、統括する議長には第64代議長として藤井たかし議員、副議長には第66代副議長としてうすい民男議員が、共に24年6月22日に就任した。なお、25年6月28日に第65代議長として小泉純二議員、第67代副議長として吉田ゆりこ議員が就任した。

●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要とする事項は、地方自治法に定められている。主な議決事項は、(1) 条例の制定・改廃 (2) 予算の決定 (3) 決算の認定 (4) 区の税金・使用料・手数料の決定 (5)

条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。さらに区議会は、住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

議案等議決件数		平成24年1月～12月				
区	分	可決 件	否決 件	承認 件	認定 件	了承 件
条	例	71	—	—	—	—
規	則	—	—	—	—	—
規	約	2	—	—	—	—
予	算	14	—	—	—	—
決	算	—	—	—	6	—
契	約	11	—	—	—	—
区	道	17	—	—	—	—
区	長	—	—	7	—	—
選	任	2	—	—	—	—
特	別	—	—	—	—	—
指	定	10	—	—	—	—
意	見	9	—	—	—	—
決	議	4	—	—	—	—
そ	の	9	—	—	—	—
	他					
	計	149	—	7	6	—

●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回（2・6・9・11月）開か

常任委員会および委員会開催状況

平成24年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催回数
企画総務委員会 定数10人	区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項	◎小林みつぐ 小野塚栄作 とや英津子 ○斉藤 静夫 山田 哲丸 さわむら信太郎 村上 悦栄 白石けい子 福沢 剛 菊地 靖枝	回 24
区民生活委員会 定数10人	区民生活事業本部および農業委員会の所管に関する事項	◎しばざき幹男 吉田ゆりこ 藤井ともり ○倉田れいか 酒井 妙子 こうらい啓一郎 関口 和雄 かとうぎ様子 笠原こうぞう 山田かずよし	22
健康福祉委員会 定数10人	健康福祉事業本部の所管に関する事項	◎内田ひろのり 宮原 義彦 有馬 豊 ○小泉 純二 柳沢よしみ 土屋としひろ 小川けいこ 高松さとし 橋本けいこ	21
環境まちづくり委員会 定数10人	環境まちづくり事業本部の所管に関する事項	◎上野ひろみ むらまつ一希 島田 拓 ○浅沼 敏幸 光永 勉 しもだ 玲 藤井たかし 西野 幸一 西山きよたか 池尻 成二	21
文教児童青少年委員会 定数10人	教育委員会の所管に関する事項	◎田代 孝海 原 ふみこ 米沢ちひろ ○田中ひでかつ うすい民男 松村 良一 中島 力 石黒たつお かかわざき強 きみがき圭子	20

注：①各常任委員会の委員は、平成24年6月22日就任。委員会の開催数は、平成24年1月～12月の期間。

②文教児童青少年委員会は、平成24年6月22日まで文教委員会。

③区民生活委員会は、平成25年3月11日付けで、しばざき幹男委員長の辞任に伴い、委員長に笠原こうぞう議員が就任。

れる定例会と特定の案件を審議するため必要に応じて招集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特

別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、健康福祉、環境まちづくり、文教児童青少年の5委員会が設置されている。また、特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、災害対策等、医療・高齢者等、清掃リサイクル等、交通対策等の4委員会が設置されている。本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

議会運営委員会および委員会開催状況

平成24年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
議会運営委員会 定数17人 (欠員1人)	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	◎福沢 剛 ○宮原 義彦 関口 和雄 村上 悦栄 西山きよたか 田中ひでかつ 小野塚栄作 内田ひろのり 斉藤 静夫 光永 勉 白石けい子 石黒たつお 菊地 靖枝 かとうぎ桜子 とや英津子 さむら信太郎	回 24

注：議会運営委員会の委員は、平成24年6月22日就任。委員会の開催数は、平成24年1月～12月の期間。

特別委員会および委員会開催状況

平成24年12月31日現在

委員会名	設置目的	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
災害対策等特別委員会 定数13人	(1) 地域防災についての調査研究 (2) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究	◎村上 悦栄 ○吉田ゆりこ 笠原こうぞう 田中ひでかつ むらまつ一希 山田 哲丸 内田ひろのり 浅沼 敏幸 かとうぎ桜子 島田 拓 山田かずよし 松村 良一 こうらい啓一郎	回 16
医療・高齢者等特別委員会 定数13人	(1) 地域医療についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 高齢者施策についての調査研究 (4) 介護保険制度についての調査研究 (5) 健康危機管理対策についての調査研究	◎関口 和雄 ○しもだ 玲 しばぎ幹男 小泉 純二 藤井たかし 福沢 剛 宮原 義彦 斉藤 静夫 西野 幸一 倉田れいか 橋本けいこ とや英津子 土屋としひろ	22
清掃リサイクル等特別委員会 定数12人	(1) 清掃事業についての調査研究 (2) 資源循環型についての調査研究 (3) エネルギー対策についての調査研究	◎西山きよたか ○酒井 妙子 小林みつぐ 小川けいこ 上野ひろみ うすい民男 光永 勉 白石けい子 きみがき圭子 米沢ちひろ さむら信太郎 藤井とものり	18
交通対策等特別委員会 定数12人	(1) バス交通体系についての調査研究 (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および導入空間についての調査研究 (3) エイライナーについての調査研究 (4) 東京外かく環状道路についての調査研究 (5) 自転車利用についての調査研究	◎柳沢よしみ ○小野塚栄作 中島 力 かしわぎ強 高松さとし 原 ふみこ 田代 孝海 土屋ひとし 石黒たつお 池尻 成二 菊地 靖枝 有馬 豊	18

注：各特別委員会の委員は、平成24年6月22日就任。委員会の開催数は、平成24年1月～12月の期間。

予算・決算特別委員会および委員会開催状況

委員会名	設置期間	所管事項	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
予算特別委員会	平成24年2月8日～ 平成24年3月9日	平成24年度各会計 歳入歳出予算の審査	◎村上 悦栄 ○浅沼 敏幸 議長を除く全議員	回 13
決算特別委員会	平成24年9月7日～ 平成24年10月12日	平成23年度各会計 歳入歳出決算の審査	◎吉田ゆりこ ○橋本けいこ 議長を除く全議員	11

●平成24年～25年の区議会

1 第一回定例会（24年2月8日から3月9日）

定例会の初日に区長から、「災害対策の充実」「練馬光が丘病院の開設」「福祉施策の充実」「区内産業の振興」「都市農業の振興」などについての所信表明があり、これを受けて12名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成24年度練馬区一般会計予算」「練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例」「練馬区議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」など53議案が提出された。議員からは、「基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書」「第32回オリンピック競技大会および第16回パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議」の2議案が提出された。また、委員会から、「安易な電気料金値上げの見直しを求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

2 第二回定例会（24年6月1日から6月22日）

定例会の初日に区長から、「地域医療の課題解決に向けた対応」「防災施策の推進」「アニメ産業の振興」「大江戸線の延伸および補助230号線の交通開放」などについての所信表明があり、これを受けて12名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区特別区税条例の一部を改正する条例」「練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例」など31議案が提出された。議員からは、「再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書」など3議案が提出された。また、委員会か

ら、「練馬区の地域医療の充実に向けた対策を求める意見書」などの3議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

最終日の本会議では、小川けいこ議長、斉藤静夫副議長の辞職に伴い、議長および副議長の選挙が行われ、議長に藤井たかし議員、副議長にうすい民男議員をそれぞれ選出した。

3 第三回定例会（24年9月7日から10月12日）

定例会の初日に区長から、「災害に強いまちづくり」「買い物支援事業」「外かく環状道路の整備促進」「大泉学園駅北口地区のまちづくり」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成23年度練馬区一般会計歳

会派別構成 平成25年6月28日現在

会 派 名	人 員
練馬区議会自由民主党	16
練馬区議会公明党	12
練馬区議会民主党・無所属クラブ	5
生活者ネット・市民の声・ふくしフォーラム	5
日本共産党練馬区議団	4
練馬区議会みんなの党	3
練馬区議会護憲連合	1
オンブズマン練馬	1
練馬区議会無所属	1
練馬刷新の会	1
計	49

練馬区議会議員名簿（五十音順）

定数50人（在職議員49人） 平成25年6月28日現在

氏 名	会 派	電 話	住 所	氏 名	会 派	電 話	住 所
浅沼 敏幸	民主無所属	3998-4510	〒179-0074 春日町4-24-4	高松 さとし	自 民 党	3921-3600	〒178-0063 東大泉5-41-26-201
有馬 豊	共 産 党	6273-7026	〒177-0033 高野台1-11-5-505	田代 孝海	公 明 党	3920-8347	〒177-0051 関町北2-28-7
池尻 成二	ネ・市・ふ	5933-0108	〒178-0063 東大泉5-6-9	田中ひでかつ	自 民 党	3999-0792	〒179-0075 高松1-9-7
石黒たつお	民主無所属	3924-9711	〒178-0064 南大泉2-2-33	土屋としひろ	オ ン ブ ズ	3991-6343	〒176-0012 豊玉北6-23-6-203
上野ひろみ	自 民 党	3939-0646	〒179-0073 田柄4-36-34	土屋ひとし	民主無所属	5991-4727	〒177-0053 関町南4-6-5
うすい民男	公 明 党	6760-1162	〒177-0041 石神井町3-3-33	とや英津子	共 産 党	3923-5561	〒179-0076 土支田3-35-28
内田ひろのり	公 明 党	3939-5943	〒179-0071 旭町3-3-13	中島 力	自 民 党	3921-7892	〒179-0076 土支田4-34-8
小川けいこ	自 民 党	3948-0373	〒176-0012 豊玉北6-20-9-305	西野 幸一	公 明 党	6272-4249	〒176-0021 貫井3-22-11
小野塚栄作	自 民 党	3934-5289	〒179-0084 氷川台4-18-5	西山きよたか	自 民 党	3996-7004	〒177-0041 石神井町2-31-14
笠原こうぞう	自 民 党	3990-3773	〒177-0034 富士見台1-26-19	橋本けいこ	ネ・市・ふ	3996-6729	〒177-0035 南田中2-3-43
かしわざき強	自 民 党	3924-7789	〒178-0062 大泉町4-34-5	原 ふみこ	公 明 党	3923-2496	〒177-0032 谷原4-20-9
かとうぎ桜子	ネ・市・ふ	3978-4154	〒178-0063 東大泉3-1-18-102	福沢 剛	自 民 党	6317-7044	〒176-0006 栄町1-2-901
菊地 靖枝	ネ・市・ふ	5991-0578	〒177-0051 関町北5-13-14-106	藤井たかし	自 民 党	5905-0533	〒178-0065 西大泉3-29-20
きみがき圭子	ネ・市・ふ	6321-4080	〒178-0065 西大泉2-20-8	藤井ともり	無 所 属	3993-3435	〒176-0002 桜台1-35-6
倉田れいか	民主無所属	3923-5672	〒177-0031 三原台2-4-7-1A	松村 良一	護 憲	3922-8173	〒178-0064 南大泉3-19-5-201
小泉 純二	自 民 党	3970-8615	〒179-0074 春日町6-6-39-603	光 永 勉	公 明 党	3970-9409	〒179-0074 春日町1-38-9
こうらい啓一郎	練馬刷新	5912-0511	〒179-0085 早宮1-17-25-304	宮原 義彦	公 明 党	3948-5722	〒176-0013 豊玉中3-28-15-406
小林みつぐ	自 民 党	3999-3471	〒176-0024 中村1-3-3	村上 悦栄	自 民 党	3931-0707	〒179-0081 北町2-30-19
斉藤 静夫	公 明 党	5947-3722	〒178-0061 大泉学園町4-17-22	むらまつ一希	自 民 党	6914-9512	〒179-0085 早宮3-12-5
酒井 妙子	公 明 党	6909-2960	〒179-0072 光が丘3-3-4-922	柳沢よしみ	公 明 党	3594-7510	〒177-0051 関町北5-5-8-505
さわむら信太郎	みんなの党	050-3488-7555	〒177-0035 南田中3-21-7	山田かずよし	みんなの党	3993-2680	〒176-0001 練馬1-5-6-802
島田 拓	共 産 党	3976-8426	〒179-0072 光が丘3-8-6-404	山田 哲丸	公 明 党	3924-8189	〒178-0065 西大泉3-23-7
しもだ 玲	みんなの党	5935-6751	〒178-0063 東大泉4-1-14	吉田ゆりこ	公 明 党	3933-3489	〒179-0081 北町6-35-27
白石けい子	民主無所属	3990-3107	〒179-0075 高松4-27-3-202	米沢ちひろ	共 産 党	3577-2769	〒176-0021 貫井1-44-12-401
関口 和雄	自 民 党	3998-1752	〒176-0021 貫井3-53-8				

注：① 会派名の略称 自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、民主無所属：練馬区議会民主党・無所属クラブ、ネ・市・ふ：生活者ネット・市民の声・ふくしフォーラム、共産党：日本共産党練馬区議団、みんなの党：練馬区議会みんなの党、護憲：練馬区議会護憲連合、オンブズ：オンブズマン練馬、無所属：練馬区議会無所属、練馬刷新：練馬刷新の会

②しばざき幹男議員は、平成25年6月14日付で、公職選挙法第90条により辞職した。

入歳出決算」「練馬区立こども発達支援センター条例」「平成24年度練馬区一般会計補正予算」など25議案が提出された。議員からは、「香港の活動家らによる沖縄県・尖閣諸島不法上陸等を糾弾し抗議する決議」など3議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

4 第四回定例会（24年11月22日から12月21日）

定例会の初日に区長から、「安全・安心なまちへの取り組み」「地域医療計画の策定」「農の支え手の育成」などについての所信表明があり、これを受けて12名の

請願・陳情審査件数 平成24年1月～12月

区分	件数	審査結果				
		採択	不採択	取下	付託替え	継続審議
委員会						
企画総務	12	—	—	—	—	12
区民生活	14	1	1	—	—	12
健康福祉	24	2	—	—	—	13
環境まちづくり	27	—	—	—	—	27
文教児童青少年	30	2	2	—	1	25
議会運営	6	—	—	—	—	6
特別委員会						
災害対策等	2	—	—	—	—	2
医療・高齢者等	13	3	3	—	—	8
清掃リサイクル等	5	—	3	—	—	2
交通対策等	11	—	—	—	—	11
予算						
決算						
計	144	9	8	1	12	118

※：①件数の上段は請願、下段は陳情
 ②請願・陳情の件数は、継続審査および分割付託を含む。
 採択、不採択、取下げには、一部採択、一部不採択、一部取下げを含む。
 ③文教児童青年委員会は、平成24年6月22日まで文教委員会。

歴代議長

番号	氏名	昭和	党別
1	上野徳次郎	22.10.11～23.11.15	自由党
2	桜井 米蔵	23.11.15～24.11.25	〃
3	小口 政雄	24.11.25～25.10.30	〃
4	梅内 正雄	25.10.30～26. 9.19	〃
5	篠田 鎮雄	26.10.29～27.10.29	〃
6	梅内 正雄	27.10.29～28.12. 2	〃
7	井口 仙蔵	28.12. 2～29.12.22	〃
8	塚田 洪憲	29.12.22～30. 9.19	〃
9	井口 仙蔵	30.10.20～31.10.29	自民党
10	井口 仙蔵	31.10.29～32.11.29	〃
11	梅内 正雄	32.11.29～34. 3.18	〃
12	林 亮海	34. 3.18～34. 9.19	〃
13	上野徳次郎	34.10.23～35.12.27	〃
14	桜井 米蔵	35.12.27～37. 2. 9	〃
15	梅内 正雄	37. 2. 9～37.12.22	〃
16	橋本銀之助	37.12.22～38. 9.19	〃
17	井口 仙蔵	38.10.23～40. 3.10	〃
18	越後 幹雄	40. 3.10～42. 5. 2	〃
19	長谷川安正	42. 7.11～43. 7.16	〃
20	小柳 信子	43. 7.16～44. 7.24	〃
21	橋本銀之助	44. 7.24～45. 7.11	〃
22	橋本銀之助	45. 7.11～46. 5.29	〃
23	塚田 洪憲	46. 7. 6～47. 7.19	〃
24	横山 繁雄	47. 7.19～48. 7.28	〃
25	関口 三郎	48. 7.28～49. 7.30	〃
26	田口阿久理	49. 7.30～50. 5.29	〃
27	楠 直正	50. 6.23～51. 7. 9	〃
28	横山 繁雄	51. 7. 9～52. 7.27	〃
29	内田仙太郎	52. 7.27～53. 7.14	〃
30	豊田 三郎	53. 7.14～54. 5.29	〃
31	貫井 武夫	54. 6.22～55. 7.10	〃
32	上野 定雄	55. 7.10～56. 7.21	〃
33	矢崎 久雄	56. 7.21～57. 7. 6	〃
34	大野喜三郎	57. 7. 6～58. 5.29	〃
35	貫井 武夫	58. 6.15～59. 7.10	〃
36	上野 定雄	59. 7.10～60. 7.19	〃
37	田中 確也	60. 7.19～61. 7.24	〃
38	望月 泰治	61. 7.24～62. 5.29	〃
39	楠 直正	62. 6.15～63. 7.13	〃
		平成	
40	椎名 貞夫	63. 7.13～元. 7.21	公明党
41	山田左千夫	元. 7.21～ 2. 7.13	自民党
42	渡辺 耕平	2. 7.13～ 3. 5.29	〃
43	関口 和雄	3. 6.13～ 4. 7. 2	〃
44	吉野 信義	4. 7. 2～ 5. 7.29	〃
45	大橋 静男	5. 7.29～ 6. 7.12	〃
46	中島 力	6. 7.12～ 7. 5.29	〃
47	高橋かづみ	7. 6. 9～ 8. 6.25	〃
48	関口 三郎	8. 6.25～ 9. 7.24	〃
49	浅沼 敏幸	9. 7.24～10. 6.19	無所属
50	関口 和雄	10. 6.19～11. 5.29	自民党
51	関口 和雄	11. 6.11～12. 7.14	〃
52	土屋 新一	12. 7.14～13. 7.11	民主党
53	小林みつぐ	13. 7.11～14. 7.16	自民党
54	村上 悦栄	14. 7.16～15. 5.29	〃
55	中島 力	15. 6.12～16. 6.18	〃
56	小林みつぐ	16. 6.18～17. 7.22	〃
57	本橋まさとし	17. 7.22～18. 6.28	〃
58	村上 悦栄	18. 6.28～19. 5.29	〃
59	関口 和雄	19. 6.11～20. 6.20	〃
60	しばぎ幹男	20. 6.20～21. 6.17	〃
61	本橋 正寿	21. 6.17～22. 6.17	〃
62	西山きよたか	22. 6.17～23. 5.29	〃
63	小川けいこ	23. 6.13～24. 6.22	〃
64	藤井たかし	24. 6.22～25. 6.28	〃
65	小泉 純二	25. 6.28～	〃

歴代副議長

番号	氏名	昭和	党別
1	小口 政雄	22.10.11～23.11.15	自由党
2	塚田 洪憲	23.11.15～24.11.25	〃
3	内田建三郎	24.11.25～25.10.30	〃
4	豊田 勝夫	25.10.30～26. 9.19	〃
5	大野 政吉	26.10.29～27.10.29	〃
6	加山 峯吉	27.10.29～28.12. 2	〃
7	橋本銀之助	28.12. 2～29.12.22	〃
8	永盛勇三郎	29.12.22～30. 9.19	〃
9	一野 義純	30.10.20～31.10.29	自民党
10	松本 茂	31.10.29～32. 8.30	〃
11	豊田 勝夫	32. 8.30～32.11.29	〃
12	山下 新吉	32.11.29～34. 3.18	社会党
13	大戸 淳三	34. 3.18～34. 9.19	自民党
14	矢ヶ崎信夫	34.10.23～35.12.27	〃
15	越後 幹雄	35.12.27～37. 2. 9	〃
16	荒井 澄雄	37. 2. 9～37.12.22	社会党
17	並木 龜吉	37.12.22～38. 9.19	自民党
18	長谷川安正	38.10.23～39. 5.27	〃
19	宇野津定三	39. 5.27～40. 3.10	公明党
20	横山 倉吉	40. 3.10～42. 5. 2	自民党
21	榎本 喜芳	42. 7.11～43. 7.16	社会党
22	木下喜三郎	43. 7.16～44. 7.24	〃
23	本橋弘三郎	44. 7.24～45. 7.11	〃
24	木下喜三郎	45. 7.11～46. 5.29	〃
25	岡本 和男	46. 7. 6～47. 7.19	〃
26	本橋弘三郎	47. 7.19～48. 7.28	〃
27	土屋 新一	48. 7.28～49. 7.30	〃
28	藤代権兵衛	49. 7.30～50. 5.29	〃
29	小池 広司	50. 6.23～51. 7. 9	公明党
30	小林としたか	51. 7. 9～52. 7.27	〃
31	椎名 貞夫	52. 7.27～53. 7.14	〃
32	安藤 美義	53. 7.14～54. 5.29	〃
33	宇野津定三	54. 6.22～55. 7.10	〃
34	田中てるみ	55. 7.10～56. 7.21	〃
35	小池 広司	56. 7.21～57. 7. 6	〃
36	小林としたか	57. 7. 6～58. 5.29	〃
37	椎名 貞夫	58. 6.15～59. 7.10	〃
38	田中 保徳	59. 7.10～60. 7.19	〃
39	竹内 智久	60. 7.19～61. 7.24	〃
40	俵頭 功	61. 7.24～62. 5.29	〃
41	小林 利孝	62. 6.15～63. 7.13	〃
		平成	
42	吉野 信義	63. 7.13～元. 7.21	自民党
43	田中 保徳	元. 7.21～ 2. 7.13	公明党
44	竹内 智久	2. 7.13～ 3. 5.29	〃
45	椎名 貞夫	3. 6.13～ 4. 7. 2	〃
46	白井 繁雄	4. 7. 2～ 5. 7.29	〃
47	富塚 辰雄	5. 7.29～ 6. 7.12	〃
48	秋本 和昭	6. 7.12～ 7. 5.29	〃
49	俵頭 功	7. 6. 9～ 8. 6.25	公明
50	斉藤 宗孝	8. 6.25～ 9. 7.24	〃
51	西川 康彦	9. 7.24～10. 6.19	〃
52	富塚 辰雄	10. 6.19～11. 5.29	〃
53	秋本 和昭	11. 6.11～12. 7.14	公明党
54	武藤 昭夫	12. 7.14～13. 7.11	共産党
55	山田 哲丸	13. 7.11～14. 7.16	公明党
56	斉藤 宗孝	14. 7.16～15. 5.29	〃
57	西川 康彦	15. 6.12～16. 6.18	〃
58	岩崎 典子	16. 6.18～17. 7.22	〃
59	斉藤 宗孝	17. 7.22～18. 6.28	〃
60	秋本 和昭	18. 6.28～19. 5.29	〃
61	宮原 義彦	19. 6.11～20. 6.20	〃
62	田代 孝海	20. 6.20～21. 6.17	〃
63	岩崎 典子	21. 6.17～22. 6.17	〃
64	内田ひろのり	22. 6.17～23. 5.29	〃
65	斉藤 静夫	23. 6.13～24. 6.22	〃
66	うすい民男	24. 6.22～25. 6.28	〃
67	吉田ゆりこ	25. 6.28～	〃

議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区暴力団排除条例」「練馬区防災会議条例の一部を改正する条例」「練馬区保育所保育料条例の一部を改正する条例」など35議案が提出された。議員からは、「防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書」「北朝鮮のミサイル発射に対して断固抗議する決議」の2議案が提出された。また、委員会から、「固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

5 第一回定例会（25年2月8日から3月15日）

定例会の初日に区長から、「地域防災体制の強化」「災害時要援護者対策」「区立施設建築安全基本方針」「まちづくりの総合的な推進」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成25年度練馬区一般会計予算」「練馬区新型インフルエンザ等対策本部条例」「練馬区議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」など59議案が提出された。議員からは、「練馬区議会委員会条例の一部を改正する条例」「北朝鮮の核実験に断固抗議する決議」など5議案が提出された。また、委員会から、「更生保護サポートセンターに関する意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

(2) 執行機関－区長・行政委員会など

区的意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに補助機関として、副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

●区長と補助機関

1 区 長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の地方自治法の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

平成23年4月24日に行われた区長選挙の結果、第17代区長に志村豊志郎が選出された。

2 副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

23年6月14日付けで副区長に琴尾隆明が新たに選任された。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、18年の地方自治法改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

歴代区長

		昭和					
1	白 井 五十三	22.	9. 20	～	26.	9. 19	
2	須 田 操	26.	9. 20	～	30.	9. 19	
3	〃	30.	11. 9	～	34.	11. 8	
4	〃	34.	12. 3	～	38.	12. 2	
5	〃	38.	12. 26	～	42.	6. 21	
6	片 健 治	43.	7. 29	～	47.	7. 28	
7	田 畑 健 介	48.	10. 16	～	50.	4. 26	
8	〃	50.	4. 27	～	54.	4. 26	
9	〃	54.	4. 27	～	58.	4. 26	
10	〃	58.	4. 27	～	62.	4. 26	
						平成	
11	岩 波 三 郎	62.	4. 27	～	3.	4. 26	
12	〃	3.	4. 27	～	7.	4. 26	
13	〃	7.	4. 27	～	11.	4. 26	
14	〃	11.	4. 27	～	15.	4. 26	
15	志 村 豊志郎	15.	4. 27	～	19.	4. 26	
16	〃	19.	4. 27	～	23.	4. 26	
17	〃	23.	4. 27	～			在任中

歴代副区長

		平成					
1	関 口 和 雄	19.	4. 1	～	19.	6. 12	
2	〃	19.	6. 13	～	23.	6. 12	
3	琴 尾 隆 明	23.	6. 14	～			在任中

歴代助役

		昭和					
1	小 林 四 郎	22.	12. 4	～	26.	12. 3	
2	〃	26.	12. 4	～	30.	12. 3	
3	〃	30.	12. 4	～	34.	12. 3	
4	〃	34.	12. 10	～	38.	12. 9	
5	星 義 文	39.	5. 27	～	42.	6. 21	
6	金 子 光 正	43.	9. 3	～	47.	9. 2	
7	三 浦 忠 正	48.	10. 29	～	52.	10. 28	
8	〃	52.	10. 29	～	56.	10. 28	
9	〃	56.	10. 29	～	60.	10. 28	
10	中 園 啓 一	58.	6. 21	～	62.	6. 13	
11	三 浦 忠 正	60.	10. 29	～	62.	4. 25	
						平成	
12	三 石 辰 雄	62.	6. 26	～	3.	6. 25	
13	〃	3.	6. 26	～	7.	6. 25	
14	〃	7.	6. 26	～	11.	6. 25	
15	志 村 豊志郎	11.	6. 26	～	15.	2. 12	
16	関 口 和 雄	15.	6. 13	～	19.	3. 31	

歴代収入役

		昭和					
1	原 鈺 二	22.	12. 4	～	26.	12. 3	
2	〃	26.	12. 4	～	30.	12. 3	
3	〃	30.	12. 4	～	34.	12. 3	
4	〃	34.	12. 10	～	38.	12. 9	
5	栗 林 繁 実	39.	5. 27	～	43.	5. 26	
6	寺 本 静 雄	43.	9. 3	～	47.	9. 2	
7	山 本 佳 二	48.	10. 29	～	52.	10. 28	
8	〃	52.	10. 29	～	56.	10. 28	
9	中 園 啓 一	56.	10. 29	～	58.	6. 20	
10	本 田 久 夫	58.	6. 21	～	62.	6. 13	
						平成	
11	〃	62.	6. 26	～	3.	6. 25	
12	〃	3.	6. 26	～	7.	6. 25	
13	〃	7.	6. 26	～	11.	6. 25	
14	小 林 勝 郎	11.	6. 26	～	15.	6. 25	
15	〃	15.	6. 26	～	19.	6. 25	

3 職員

区の職員数は、25年4月1日現在4,331人である。内訳は下表の組織別職員数のとおりである。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員2,423人および学校関係の栄養士、事務職員の一部144人は、都の任用の職員で右表のとおりである（25年5月1日現在）。

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局において必要な事務を執行している。

東京都任用の教職員数

平成25年5月1日現在

区 分	総 数	職 種	
		教 員	その他
小 学 校	1,687	1,590	97
中 学 校	880	833	47
計	2,567	2,423	144

注：その他は、事務職員、栄養士

組織別職員数

平成25年4月1日現在

区 分	総 数	職 種 別			区 分	総 数	職 種 別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系			事務系	福祉・技術系	技能・業務系
総 数	4,331	1,667	1,863	801	豊玉保健相談所	23	7	15	1
技 監 室	1	—	1	—	北保健相談所	11	3	8	—
区 長 広聴広報課	27	27	—	—	光が丘保健相談所	17	3	13	1
秘 書 課	23	23	—	—	石神井保健相談所	24	6	17	1
企 画 課	4	4	—	—	大泉保健相談所	14	5	9	—
企 画 課	44	44	—	—	関保健相談所	15	5	10	—
企 画 課	13	13	—	—	地域医療課	10	10	—	—
財 政 課	11	11	—	—	環境まちづくり事業本部	638	175	224	239
情 報 策 略 課	20	20	—	—	環 境 部	319	71	21	227
危 機 管 理 室	32	31	—	1	経 営 課	9	9	—	—
防 災 課	32	31	—	1	環 境 課	21	14	7	—
総 務 課	181	110	61	10	みどり推進課	20	7	13	—
総 務 課	35	33	—	2	清掃リサイクル課	24	19	1	4
文 書 法 務 課	9	9	—	—	練馬清掃事務所	109	10	—	99
情 報 公 開 課	8	8	—	—	石神井清掃事務所	136	12	—	124
職 人 材 育 成 課	25	24	—	1	都 市 整 備 部	140	48	91	1
経 理 用 地 課	16	8	6	2	都 市 計 画 課	25	13	11	1
人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課	22	18	—	4	まちづくり推進調整課	39	15	24	—
施 設 管 理 課	7	6	—	1	住 宅 課	9	8	1	—
区 民 生 活 事 業 本 部	59	4	55	—	開 発 調 整 課	17	3	14	—
区 民 部	634	570	30	34	建 築 課	50	9	41	—
区 民 部	433	406	2	25	土 木 部	179	56	112	11
経 営 課	9	9	—	—	管 理 課	43	17	24	2
戸 籍 住 民 課	201	187	—	14	道 路 公 園 課	56	9	39	8
税 務 課	48	46	1	1	計 画 課	55	17	38	—
収 納 課	81	79	—	2	土 支 田 中 央 区 画 整 理 課	11	3	8	—
国 保 年 金 課	94	85	1	8	交 通 安 全 課	14	10	3	1
産 業 経 済 課	50	49	1	—	会 計 管 理 室	17	17	—	—
経 済 課	36	35	1	—	教 育 委 員 会 事 務 局	1,966	287	1,197	482
商 工 観 光 課	14	14	—	—	教 育 振 興 部	171	158	3	10
地 域 文 化 部	151	115	27	9	教 育 総 務 課	41	36	—	5
地 域 振 興 課	79	53	22	4	学 務 課	20	20	—	—
文 化 ・ 生 涯 学 習 課	40	33	5	2	施 設 給 食 課	28	23	3	2
ス ポ ー ツ 振 興 課	32	29	—	3	教 育 指 導 課	20	20	—	—
健 康 福 祉 事 業 本 部	753	370	348	35	総 合 教 育 セ ン タ ー	10	10	—	—
福 祉 部	545	293	222	30	光 が 丘 図 書 館	52	49	—	3
経 営 課	31	22	6	3	こ ど も 家 庭 部	1,476	99	1,194	183
高 齢 社 会 対 策 課	40	25	10	5	子 育 て 支 援 課	259	41	204	14
介 護 保 険 課	62	50	6	6	保 育 課	1,180	40	973	167
障 害 者 施 策 推 進 課	131	27	99	5	青 少 年 課	20	14	4	2
練 馬 総 合 福 祉 事 務 所	83	54	26	3	練 馬 子 ど も 家 庭 支 援 セ ン タ ー	17	4	13	—
光 が 丘 総 合 福 祉 事 務 所	65	38	25	2	小 学 校	266	—	—	266
石 神 井 総 合 福 祉 事 務 所	69	45	21	3	中 学 校	23	—	—	23
大 泉 総 合 福 祉 事 務 所	64	32	29	3	幼 稚 園	30	30	—	—
健 康 部 (練馬区保健所)	208	77	126	5	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	15	14	1	—
健 康 推 進 課	32	19	13	—	監 査 事 務 局	6	6	—	—
生 活 衛 生 課	42	8	33	1	農 業 委 員 会 事 務 局	—	—	—	—
保 健 予 防 課	20	11	8	1	議 会 事 務 局	17	16	1	—

1 教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する5人の委員で組織され、その任期は4年である。委員会は委員の中から教育長を任命し、教育委員会事務局を置いている。事務局は教育長の統括のもとに事務を執行している。

平成25年4月1日現在の教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

- 委員長 内藤 幸子 (平成21.12.19～25.12.18)
- 委員 外松 和子 (平成22. 3.29～26. 3.28)
- 委員 天沼 英雄 (平成21.12.19～25.12.18)
- 委員 安藤 睦美 (平成22. 3.29～26. 3.28)
- 教育長 河口 浩 (平成23. 6.29～25.10.28)

歴代教育長

			昭和				
1	星	義文	27. 11. 1	～	28. 3. 31		
2	〃	〃	28. 4. 1	～	31. 9. 30		
3	松尾	周男	31. 10. 1	～	35. 9. 30		
4	栗林	繁実	35. 10. 8	～	39. 5. 26		
5	上野	唯郎	39. 7. 22	～	39. 10. 6		
6	〃	〃	39. 10. 7	～	43. 10. 6		
7	黒田	新市	43. 10. 14	～	47. 10. 13		
8	岩波	三郎	48. 10. 29	～	52. 10. 28		
9	〃	〃	52. 10. 29	～	56. 10. 28		
10	〃	〃	56. 10. 29	～	60. 10. 28		
11	〃	〃	60. 10. 29	～	62. 1. 17		
						平成	
12	下田	迪雄	62. 7. 1	～	元. 10. 28		
13	〃	〃	元. 10. 29	～	5. 10. 28		
14	〃	〃	5. 10. 29	～	9. 10. 28		
15	〃	〃	9. 10. 29	～	11. 6. 25		
16	藪部	俊介	11. 7. 1	～	13. 10. 28		
17	〃	〃	13. 10. 29	～	17. 10. 28		
18	〃	〃	17. 10. 29	～	21. 10. 28		
19	〃	〃	21. 10. 29	～	23. 6. 28		
20	河口	浩	23. 6. 29	～	在任中		

2 選挙管理委員会

区の選挙をはじめ、都、国の選挙および選挙に関係ある事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。

- 25年3月31日現在の選挙管理委員はつぎのとおりである。
- 委員長 中山 幹雄
- 委員 山田左千夫 石川 芳昭 矢澤 重光
(任期は各委員とも平成25年12月18日まで)

3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。

委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。

任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

25年6月28日現在の監査委員の氏名および任期はつぎ

のとおりである。

- 識見を有する者 藤田 尚 (◎※)
(平成21.10.21～25.10.20)
- 識見を有する者 矢崎 一郎
(平成23.10.19～27.10.18)
- 区議会議員 福沢 剛
(平成25. 6.28～在任中)
- 区議会議員 内田 ひろのり
(平成25. 6.28～在任中)

◎印は、常勤監査委員 ※印は、代表監査委員

24年度の監査等実施状況

(1) 定期監査等

- ① 対象
87課138施設・工事監査 12か所
財政援助団体等 41団体

- ② 監査結果
指摘事項 2件

(2) 例月出納検査

(3) 決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査

(4) 住民監査請求

- ① 陸上自衛隊災害対処訓練に対する給与等差止め等措置請求 (棄却)
- ② 練馬区立石神井台小学童クラブの備品の処分に関する措置請求 (受理後却下)
- ③ 校舎整備完了検査関係費の支出に関する措置請求 (却下)
- ④ 練馬区建築物の安全確認に関する措置請求 (却下)

(5) 行政監査

テーマ 「行政財産の目的外使用および貸付けについて」

4 農業委員会

農業委員会は、選挙による委員15人、農業協同組合の推薦1人、農業共済組合の推薦1人、区議会推薦の学識経験者3人の計20人で構成され、農地法等法令による事項および農業生産力の向上、農業経営の合理化、建議、諮問、答申等を行っている。委員の任期は3年である。

25年6月28日現在の委員は、つぎのとおりである。

- 会長 篠田 一雄
- 副会長 田中 文雄 加藤 和雄
- 委員 ☆浅沼 敏幸 △五十嵐 透 石手 啓夫
- ☆上野ひろみ 内田 富雄 ○榎本 高一
- 尾崎 正広 加藤 友泰 加藤 康夫
- 篠崎 忠仔 杉浦 政雄 鈴木 輝章
- 瀧澤 正道 西貝 孝之 平野 晴久
- ☆柳沢よしみ 渡邊 和雄

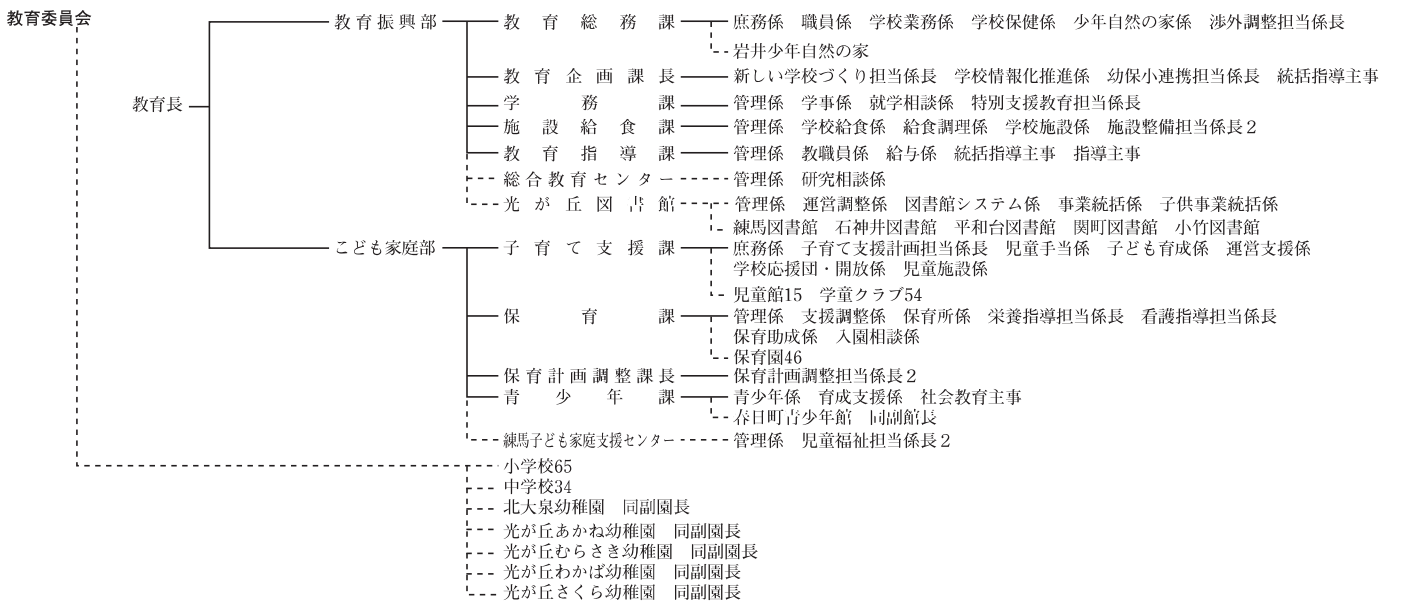
○印は、農業協同組合の推薦 △印は、農業共済組合の推薦 ☆印は、学識経験者

5 人事委員会

特別区の人事委員会は、23特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23特別区共同の人事機関として機能している。

練馬区機構図 (平成25年4月1日現在)





選挙管理委員会 — 事務局 — 庶務係 選挙係 情報啓発係
 監査委員 — 事務局 — 監査担当係長5
 農業委員会 — 事務局 — 農業担当係長2

練馬区の附属機関

平成25年4月1日現在

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
防災会議 (法・条例)	50人以内 2年	東京都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等	地域防災計画の作成、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議
安全・安心協議会 (条例)	60人以内 1年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
国民保護協議会 (法・条例)	50人以内 2年	警察、消防、自衛隊、区内公共的団体役員等	国民保護計画・修正の審議
特別職報酬等および議会政務活動費審議会 (条例)	10人以内 2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
情報公開および個人情報保護審査会 (条例)	5人以内 2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護運営審議会 (条例)	25人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、区職員	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
財産価格審議会 (条例)	13人以内 2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分・財産の取得に関する価格の評定
国民健康保険運営協議会 (法・条例)	24人 2年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
文化財保護審議会 (条例)	10人以内 2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
美術館運営協議会 (条例)	19人以内 2年	学識経験者、区議会議員、区民、美術団体関係者、学校教育関係者	区立美術館の運営方針および事業計画の協議
民生委員推薦会 (法・政令)	14人 3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委員 (条例)	5人以内 2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
介護保険運営協議会 (条例)	20人以内 3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
地域包括支援センター運営協議会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センターの運営等に関する事項の審議
地域密着型サービス運営委員会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項の審議
介護認定審査会 (法・条例)	280人以内 2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会 (法・条例)	60人以内 2年	障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者	障害程度区分認定における審査・判定業務
感染症診査協議会 (法・条例)	4人以上 2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への入院期間延長の要否、結核患者の医療についての公費負担に関する審議
大気汚染障害者認定審査会 (条例)	10人以内 2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
環境審議会 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関職員	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議
緑化委員会 (条例)	23人以内 2年	区民、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
循環型社会推進会議 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者等	リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項の審議
都市計画審議会 (法・条例)	30人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員	都市計画、まちづくりおよび景観に関する調査・審議など
建築審査会 (法・条例)	5人 2年	法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会 (条例)	7人以内 2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
土地区画整理審議会 (法・条例)	10人 5年	地区内地権者、学識経験者	施行者が行う換地計画および仮換地指定に関する事項ならびに評価員の選任に関する意見および同意
自転車駐車対策協議会 (法・条例)	20人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、鉄道事業者の職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議
青少年問題協議会 (法・条例)	36人 2年	学識経験者 (公募区民5人含)、区議会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年育成活動方針の審議など

(3) 練馬区政推進基本条例

国から地方へ権限や財源が移る「地方分権」が進む中、それぞれの自治体が、自らの判断と責任により自治体運営を進めていくことが求められている。そこで、練馬区がさらに自律的な自治体として発展していくため、区民、議会、執行機関の三者が力を合わせて区政を進めるための基本的なルールとして、「練馬区政推進基本条例」を制定し、平成23年1月1日に施行した。

制定に当たっては、公募区民13人を含む34人で構成する区民懇談会で、条例に盛り込む内容の検討を行った。また、区民意見反映制度や説明会などを通して、区民の意見を反映し、制定した。

条例では、区民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則などを定めている。条例の主な内容は、以下のとおりである。

1 基本理念 (第3条)

区民と区が、情報を共有し、それぞれの役割を分担し、協働することにより、区民による区民のための自律的な自治体を目指す。

2 区政運営の基本原則 (第4条)

区民の権利や自主性の尊重、公益の実現。公平、公正、透明性の確保。区民の主体的な参加・参画のもと、地域コミュニティ活動との協働。総合的、計画的、効率的な区政経営。

3 区民等の権利および責務 (第5条)

区民には、区政への参加・参画、地域コミュニティ活動、協働、区政に関する情報を知る権利がある。また、区とともに自治を担い育むこと、責任ある発言と行動が求められる。

4 議会の役割等 (第6条)

議会は、区民の代表者である議員の活動により運営

され、条例の制定・改廃、予算などの議決、また、執行機関に対する監視やけん制を行う。

5 執行機関の役割等 (第7条～第9条)

執行機関は、事務を公正・誠実に管理し執行する。区長は、区民の信託に応え、効果的・効率的に公共サービスを提供し、また、職員の指揮監督を行う。職員は、区民との協働を柱とした区政運営を担い、また、職務の執行に必要な能力の向上に努める。

6 参加・参画および協働の推進 (第10条～第12条)

区民の区政への参加・参画、協働を推進し、支援を行う。

7 区政運営の基本的仕組み (第13条～第21条)

区政運営の基本原則に基づき、基本構想の策定、区民意見の反映、情報の公開、個人情報保護、要望等に対する応答、行政評価、健全な財政運営、附属機関等の会議の公開などを行う。

8 区民投票 (第22条)

区の存立に関わること、その他の区に重大な影響を及ぼす案件について、直接区民の意思を確認するため、区民投票を実施することができる。

9 国等との関係 (第23条・第24条)

共通する課題を解決するため、区は、国や他の自治体と連携し、協力していく。